

令和7年度業務改善助成金を一部変更 9月5日から対象事業所を拡充

より多くの中小企業等が活用されることを目的として、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充されます。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても助成を受けることが出来るようになります。

また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引き上げ計画の事前提出についても省略が可能になります。

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

従 来	変更後
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象	事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所が対象

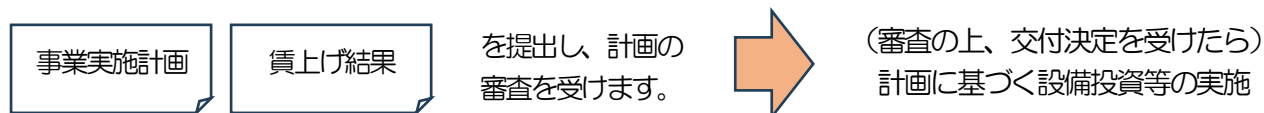
② 賃金引き上げ後の申請

従 来	変更後
賃金引き上げ後の申請は不可 申請前に賃金引き上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります。	賃金引き上げ計画の事前提出について省略可能 令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで（※）に賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました。

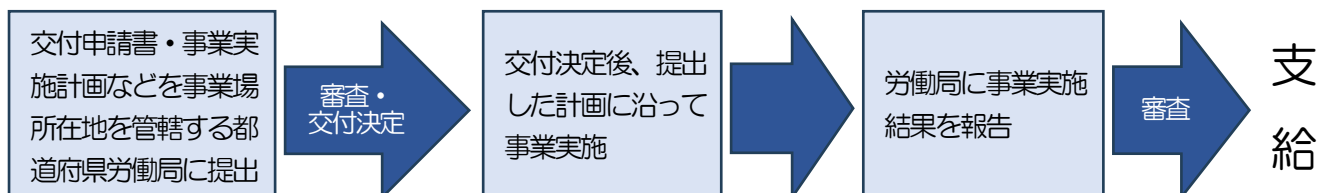
※ 同期間以外の賃金引き上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引き上げ結果
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



助成金支給までの流れ



注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引き上げ日から地域別最低賃金の発効日まで勤務実績がないことにより、賃金引き上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引き上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。